

「流山市自治基本条例」(案)に係るパブリックコメント実施要領

1 件名

「流山市自治基本条例」(案)に係るパブリックコメントについての意見等募集

2 趣旨(目的)

平成12年4月、地方分権一括法が施行されました。これに伴い、国と地方公共団体は、対等・協力の新しい関係となるとともに、地方公共団体は自己決定・自己責任の重さも拡大し、地域の実情に合った独自性のある自治体運営が求められるようになりました。こうした中、市民自治を推進していくに当たり、市民自治を推進するための基本理念や原則、そして市民、行政及び議会の役割などを明らかにした基本ルールの必要性がますます高まりました。

本条例は、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、地方分権改革後の流山市が市民自治を推進するための基本原則として、制定に向けた準備を進めています。

そこで、自治基本条例の(案)を公表し、皆様のご意見を募集します。

3 概要

(1) 構成

本条例の構成は、次のとおり前文と全10章42条の構成となっています。

前文

第1章 総則	(第1条～第3条)
第2章 基本理念等	(第4条～第6条)
第3章 情報共有と個人情報の保護	(第7条～第10条)
第4章 参加と協働	(第11条～第18条)
第5章 国、千葉県及び他の自治体等との協力	(第19条～第22条)
第6章 行政運営の原則	(第23条～第29条)
第7章 議会運営の原則	(第30条～第32条)
第8章 公正と信頼の確保	(第33条～第36条)
第9章 責務	(第37条～第40条)
第10章 条例の実効性の確保	(第41条～第42条)

体系図は別紙のとおり。

(2) 策定経過など

市民自治を推進するための基本ルールを定める条例の制定は、市民自治の主体である市民参加が必要不可欠であることから、策定プロセスでは、市民との協働を重視しました。

平成17年9月の市民公募からスタートし、集まった38人の市民に条例づくりのための学習機会を提供した後、自立した組織としてブラッシュアップし、自治基本条

例策定市民協議会（以下と「市民協議会。」）として組織されました。その市民協議会が主体的にまちへ出て、市民が市民に直接意見を聴くというパブリック・インボルブメント（以下「PI」という。）対話集会方式を手法に条例づくりのための意見集約を進めました。PIの回数は延べ119回を数え、自治会や議員、NPO、商工会、高校生、PTAなどの業種別団体などの様々な立場の市民の皆様、延べ3,400人の方から約7,000件の意見をいただきました。それらの意見をもとに市民協議会は200回以上の会議を重ね「条例原案」を作成し、平成19年9月に市長に提出しました。一方で、行政としては、その「条例原案」を尊重しつつ、庁内策定プロジェクトチームを組織し、「行政素案」を示しました。双方で出された案を調整するため、市民協議会と行政の代表者各々5名ずつによる計7回の策定調整会議を開催しました。その結果、平成20年5月に調整案がまとまり、その調整案を「流山市自治基本条例」(案)として公表し、市民の皆様からご意見をお聴きするパブリックコメントを行うものです。

4 意見募集期間

平成20年11月15日(土)～平成20年12月15日(月)【必着】

5 公表案

広報ながれやま(11月15日号)で掲載します。

「流山市自治基本条例」(案)は、市ホームページでご覧いただけます。

また、企画財政部企画政策課(市役所3階)、各公民館、各出張所、市民活動推進センターの窓口でも閲覧することができます。

策定経過についても市ホームページでご覧いただけます。

6 ご意見などの提出方法

住所、氏名を明記し、郵便、ファックス、電子メール、直接持参いずれかの方法で提出(様式は自由)。

お寄せいただいたご意見には、個別には回答できませんが、これに対する流山市としての考え方とともに、整理したうえで公表します。

7 問い合わせ、意見提出先

〒270-0192 流山市役所 企画財政部 企画政策課

電話 7150-6064 FAX 7150-0111

電子メール kikakukeiei@city.nagareyama.chiba.jp

流山市自治基本条例(案)の構造図

